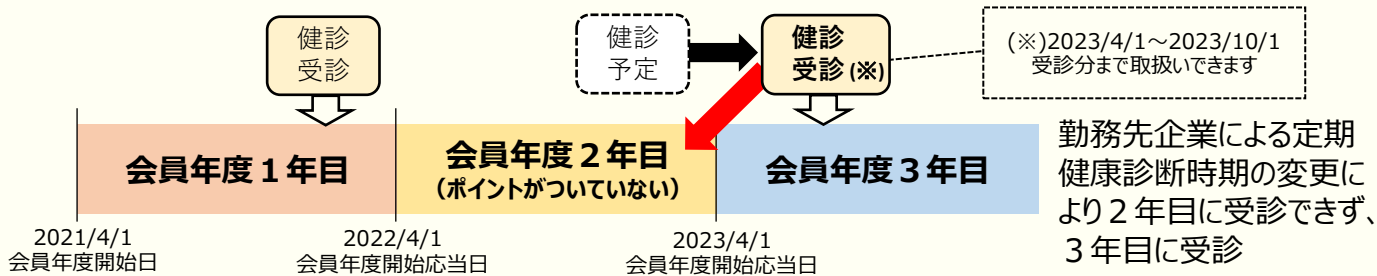


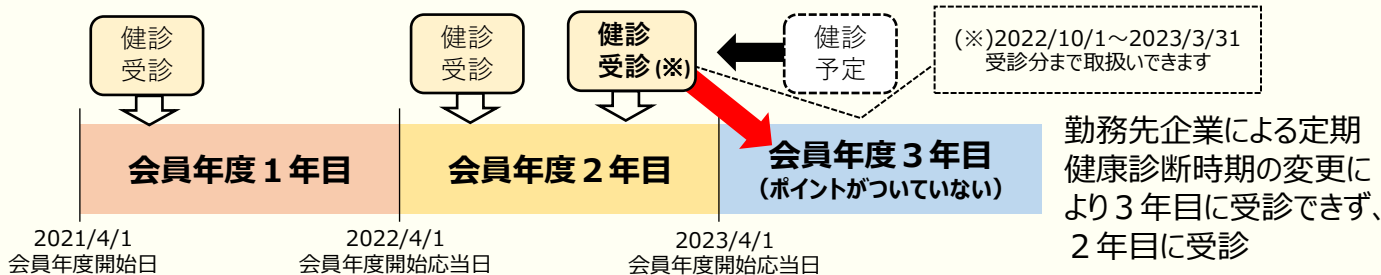
やむを得ない事情（勤務先の都合、勤務先の変更、災害の発生等）により健康診断・予防の実施時期が予定時期から変更となった場合、当社へお申し出いただくことで、受診日を変更してポイント加算の申込みが可能です。**受診日の変更を希望される場合は、Vitalityサービスセンターにお申し出ください。**

【ケース1】予定していた年の翌会員年度の受診になった場合（〔例〕会員年度開始日2021年4月1日）



3年目に受診した健診等を2年目分として提出いただけるようになります

【ケース2】予定していた年の前会員年度の受診になった場合（〔例〕会員年度開始日2021年4月1日）



2年目に受診した健診等を3年目分として提出いただけるようになります

【本取扱いの留意点】

- ✓ 健康診断・各種検診等の実施日から起算して6か月前の日または6か月後のいずれかを超えない範囲で活動日を変更することができます。
- ✓ 翌年度保険料判定の対象期間（会員年度開始日から6か月等）も本取扱いの対象となります（ただし、当該保険料判定の提出期限日までに手続き完了が必要です）。
- ✓ 確定済みの保険料やすでに利用した特典（リワード）内容の遡及変更は行いません。
- ✓ 複数の会員年度で同一の健診書等を提出（流用）することはできません。

Vitality
サービス
センター

フリー
ダイヤル



0120-307864

受付時間

月～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時
(日・祝日・12/31～1/3を除く)

Vitality会員ポータルからは24時間お問合せ可能です

お問合せ
方法は
こちらから



お問合せの際は、以下をお知らせください。

- ✓ 健康診断・各種検診等の受診予定が変更となった理由
- ✓ 変更の取扱いを希望する健康診断・各種検診等の受診日
- ✓ 翌年度以降の健康診断・各種検診等の受診予定日

※お申出内容を基に、お取扱いの可否をご案内させていただきます。